

無窓階判定に係るガラスの取扱いについて

消防法施行規則（以下「省令」という。）第5条の3に規定する「避難上又は消防活動上有効な開口部」について、次表に掲げるガラスは、省令第5条の3第2項第3号中、「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができるものとする。

ただし、次表に掲げるもの以外のものであっても、外部からの一部破壊等により、開放が可能と認められる場合は、実際に開口する部分を有効な開口部として取り扱うことができる。

表

ガラス開口の種類		開口部の条件		判 定			
				足場等有り	足場等なし		
					窓ガラス用フィルムなし	窓ガラス用フィルムA	窓ガラス用フィルムB
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ8ミリ以下 (厚さが6ミリを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。)	引き違い窓	○	○	○	△	
		F I X	○	○	○	×	
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ6.8ミリ以下	引き違い窓	△	△	△	△	
		F I X	×	×	×	×	
	厚さ10ミリ以下	引き違い窓	△	×	×	×	
		F I X	×	×	×	×	
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ5ミリ以下	引き違い窓	○	○	○	△	
		F I X	○	○	○	×	
合わせガラス 中間膜(PVB:ポリビニルブチラル)30mil(膜厚)	フロート板ガラス6ミリ以下+PVB+フロート板ガラス6ミリ以下	引き違い窓	△	△	△	×	
		F I X	×	×	×	×	

0.76mm)以下	網入板ガラス6.8ミ以下 下+PVB+フロート板 ガラス5ミ以下	引き違い窓	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
合わせガラス 中間膜(PVB:ポリビニ ルブチラル)60mil(膜厚 1.52mm)以下	フロート板ガラス5ミ以下 +PVB+フロート板ガラ ス5ミ以下	引き違い窓	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8ミ 以下+PVB+フロート 板ガラス6ミ以下	引き違い窓	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス3ミ以下 +PVB+型板ガラス 4ミ以下	引き違い窓	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い窓	×	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
複層ガラス	構成ガラスごとに本表(網入板ガラス及び線入板ガラス(窓ガラス用フ ィルムを貼付したもの等を含む)は、厚さ6.8ミリ以下のものに限る。)により評価し、全体の判断を行う。					

備考

- 1 ガラスの厚さの単位は、日本産業規格(JIS)において用いられる「呼び厚さ」の「ミリ」を用いる。
- 2 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。ここでいうバルコニーとは、建基政令第126条の7第1項第5号に規定する構造以上のもの。
- 3 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は、部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。
- 4 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。
- 5 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれJIS R 3205及びJIS R 3222に規定するもの
- 6 「窓ガラス用フィルムなし」は、ポリエチレンテレフタレート(以下「PET」という。)製窓ガラス用フィルム(JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。)等を貼付していないガラスをいう。
- 7 「窓ガラス用フィルムA」は、次のものをいう。
 - (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層(引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。)以外で、基材の厚さが100 μ m以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス
 - (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400 μ m以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を貼付したガラス
 - (3) 低放射ガラス(通称Low-E膜付きガラス)(金属又は酸化金属で構成された薄

膜を施した低放射ガラスであること。)

8 「窓ガラス用フィルムB」は、次のものをいう。

(1) P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100 μ m を超え 400 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス

(2) P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス

9 「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて（窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルムA、窓ガラス用フィルムB）同じ判定であること。

10 上記表以外のガラスは、別記1「合わせガラスに係るガイド試験ガイドライン」(※) 及び別記2「窓ガラス破壊試験方法」の結果とする。

凡 例

○：省令第5条の3第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。

△：ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（引き違い窓の場合、おおむね1/2の面積で算定する。）を省令第5条3第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。

×：省令第5条の3第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができない。

※ 別記1「合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン」は現行どおりのため、添付を省略する。